



今月のテーマ **社長借入金のリスクとその解消について**

会社の運営に資金は不可欠です。運転資金はもとより設備投資や人材の確保など様々な場面で資金が必要となります。一般的には金融機関を通じて融資を受けることで資金繰りをつけるのですが、諸事情により融資を受けることができない会社もあります。そうした会社には、とりあえず社長が会社に資金を貸し付ける(会社は社長から資金を借り入れる)ことが多く見られますが、このいわゆる社長借入金はなかなか厄介な存在になる場合があります。今回は社長借入金の注意点をご紹介します。

1. 社長借入金の発生

社長借入金とは、一般的には会社が社長を含むオーナーから借りた資金を指します。この社長借入金は金融機関から融資を受けることができなかった場合や、融資を申込する時間がないほど急場の資金繰りが必要になった場合に発生します。

また会社の費用(損金)を社長個人が立替払いをした場合にも、実質的に会社は社長から費用相当の資金を借りていることになることから社長借入金が発生します。

社長借入金は外部からの借入金と同様に会社が返済することを要する負債として貸借対照表に計上されます。厳密には社長と会社間で金銭消費貸借契約書を締結して、社長借入金に対する利息を計上する必要がありますが、一定額の社長借入金であれば借入利息を計上しなくとも、税務署から特に指摘を受けることはありません。

2. 社長借入金のリスク

(1) 自己資本比率の減少

上記のとおり、社長借入金は借入金として負債に計上されるため、自己資本比率(自己資本÷資産×100)を減少させます。したがって、金融機関からの会社の評価が下がる場合があります。ただし最近では、金融機関によっては社長借入金は自己資本として、自己資本比率を計算することもあるようです。

(2) 清算終了手続きが煩雑に

事業を廃止して、会社を閉めることになった場合、法律上は清算終了といい、会社にあるすべての財産と債務を整理(財産を現金化する、債務は返済する)しなければなりません。その際、すべての財産と債務を整理できれば裁判所の手続きなしで会社を閉じることができますが、仮に社長借入金が返済できない場合には、裁判所を通じて清算終了を行わなければならないので、時間と費用が更にかかり、閉じる手続きがより煩雑となります。

(3) 相続財産として相続税の課税

社長借入金は会社にとっては負債ですが、資金を貸している社長にとっては貸付金という財産になります。社長借入金が残った状態で社長が死亡した場合、その社長借入金は相続財産とされ、相続税が課税される場合があります。

更に、会社が返済することが困難なために社長借入金として負債に残っている場合には、実態としては財産価値はゼロに等しいことが多く、相続人は財産価値のない相続財産に対して相続税を払わなければならないという状況になってしまうことがあります。

3. 社長借入金の解消策の例

(1) 債務免除益の計上

社長借入金を減少させるためには、社長がその貸付金である債権を放棄する、つまり会社から見れば借入金である債務の免除を受けます。この場合、会社側では返済を免除された金額相当の債務免除益を計上することになります。したがって、多額の利益が計上されますので、繰越欠損金等を考慮しないと多額の税金が発生する場合があります。

(2) DES(デット・エクイティー・スワップ)の活用

DESとは、社長借入金を資本金に振り替える手法をいいます。上記(1)との違いは利益が計上されるわけではありませんが、結果として振り替えた社長借入金に相当する資本金等が増加しますので、DESを行った事業年度以降の税金が増加する場合があります。

(3) 地道に返済する

社長借入金を減らす方法で分かりやすいのは、会社の資金があるときに社長に返済することですが、それ以外で行われる手法として、社長への役員給与の額面金額を引き下げ、それに伴い手元に残った資金を使って地道に返済する方法もあります。この場合、費用(損金)となる役員給与が減少しますので、利益が増加し、それにより会社の税金が増加する場合があります。